

第2回 戸田市都市再生協議会
戸田市都市再生協議会要綱の改正案について

令和6年10月29日

戸田市

戸田市都市再生協議会要綱改正の概要

- 将来ビジョンの策定後も、変更後の都市再生整備計画に基づき、ハード整備を想定した社会実験等を実施する際には、本協議会にて委員の皆様にご検討いただくこととしたい。

戸田市都市再生協議会要綱

令和5年9月8日市長決裁

(設置)

第1条 北戸田駅周辺地区における将来ビジョン及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第46条に基づく都市再生整備計画（以下「都市再生整備計画」という。）の作成に関し必要な協議を行うため、法第117条第1項の規定に基づき、戸田市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、北戸田駅周辺地区における次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来ビジョン及び都市再生整備計画の作成に関する事。
- (2) その他将来ビジョン及び都市再生整備計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員（別表の7の項に規定する委員は除く。次項及び第8条において同じ。）の任期は令和7年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、学識経験者の中から選出する。
- 3 会長は、委員の互選によるものとし、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名によるものとし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 別表の2の項から6の項までに規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者（同じ団体の職員とする。）が代理として出席できるものとし、同表の7の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の報告)

第7条 会長は、第2条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(謝金)

第8条 委員（第6条第4項の規定による代理として出席した者を含む。）の謝金として、別に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

改正箇所

戸田市都市再生協議会要綱の改正案

- 該当箇所の改正案は以下の通り。

	該当箇所	現行	改正（案）
	第2条第1号	将来ビジョン及び都市再生整備計画の作成に関すること。	将来ビジョンの <u>実現に向けた検討</u> 及び都市再生整備計画の作成に関すること。
	第4条第1項	委員（別表の7の項に規定する委員は除く。次項及び第8条において同じ。）の任期は <u>令和7年3月31日まで</u> とする。	委員（別表の7の項に規定する委員は除く。次項及び第8条において同じ。）の任期は <u>2年</u> とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u>
	附則第2項	この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

戸田市都市再生協議会の開催予定

- 令和7年度以降は、社会実験の実施計画承認と結果報告の際に開催を想定している。

